

第 43 回（令和 8 年度第 1 回）岩手県社会貢献活動支援審議会 議事録

（開催日時）令和 8 年 8 月 7 日（金） 10 時 00 分～11 時 45 分

（開催場所）エスポワールいわて 3 階 特別ホール

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 議事
 - （1） 会長及び副会長の選出
 - （2） 「社会貢献活動の支援に関する指針」の改定骨子（案）について
- 5 その他
- 6 閉会

・ 出席委員（9 名）

役重 眞喜子 委員
佐藤 信逸 委員
小野澤 章子 委員
君ヶ洞 知里 委員
櫻田 七海 委員
川上 冴華 委員
鈴木 圭 委員
檜木 英裕 委員
渡邊 里沙 委員

・ 県側出席者

環境生活部理事兼副部長 竹澤 智
環境生活部若者女性協働推進室長 佐々木 浩一
環境生活部若者女性協働推進室 連携協働担当課長 青名畑 聡
復興防災部復興くらし再建課 被災者生活再建課長 高橋 裕美
復興防災部防災課 主幹兼防災危機管理担当課長 阿部 芳肇
保健福祉部地域福祉課 生活福祉担当課長 木村 康彦
保健福祉部長寿社会課 高齢福祉担当課長 千葉 英之

1 開会

晴山主任主査： それでは、まだお一人お見えではありませんけれども、定刻になりましたので始めさせていただきますと思います。ただいまから、第43回（令和8年度第1回）岩手県社会貢献活動支援審議会を開会いたします。本日の進行を務めます、事務局の晴山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議の出席状況でございますけれども、委員14名中9名が御出席であり、半数以上の御出席をいただいておりますので、社会貢献活動の支援に関する条例第18条第2項の規定により、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、櫻田委員につきましては、ただいま会場に向かっていらっしゃいます。到着までの間、会議を先に進めさせていただきたく存じます。本日の会議は、審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、公開により進めさせていただきます。なお、本日は、この後に、別のご予定がある委員もいらっしゃいますので、当審議会は予定どおり、11時45分に終了させていただきたく存じます。皆様には円滑な議事進行にご協力を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。それでは、開会に当たりまして、竹澤理事兼環境生活部副部長からご挨拶申し上げます。

2 あいさつ

竹澤理事兼副部長： 環境生活部で副部長をしております竹澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本県では、人口減少が進む中で、地域課題が複雑化、多様化しております。持続可能な地域社会を形成していくためには、NPOやボランティア、企業、大学、行政など、多様な主体がそれぞれの強みを生かし、連携、協働していくことがますます重要になってきております。このような状況を踏まえ、県といたしましては、条例に基づく社会貢献活動の支援に関する指針を改定し、将来にわたって社会貢献活動を持続的に展開していきたいと考えております。

指針の改定につきましては、本年2月の審議会に諮問させていただいたところですが、今年度は、本日を含め4回の審議会の開催を予定してございます。本日も審議いただく改定指針の骨子案は、前回の審議会でご覧いただき、ご意見や、先般実施いたしました県内のNPO等へのアンケート、そして関係機関へのヒアリングの結果等を踏まえながら取りまとめたものでございます。

委員の皆様には、日頃の実践や専門的な知見を踏まえ、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

3 委員紹介

晴山主任主査： それでは、本日の出席者につきまして、お配りしております名簿のとおりでございますけれども、今年度から新たに御就任いただいた委員をご紹介させていただきたいと思います。名簿順にまいります。君ヶ洞知里委員でございます。

君ヶ洞知里委員： 岩手日報社の君ヶ洞と申します。前回まで赤石が担当しておりましたが、引き継がせていただきました。いろいろ私も知識がない中ですが、よろしくお願いいたします。

晴山主任主査： 渡邊里沙委員でございます。

渡邊里沙委員： 渡邊里沙と申します。認定特定非営利活動法人みらいこどもプロジェクト理事をしています。よろしくお願いいたします。

晴山主任主査： 佐々木里樹委員につきましては、本日はご欠席でございます。なお、櫻田委員につきましても、到着次第ご紹介させていただきたいと思います。続きまして、県側出席者及び事務局職員を紹介いたします。環境生活部竹澤理事兼副部長でございます。

竹澤理事兼副部長： よろしくお願ひします。

晴山主任主査： 同じく、環境生活部若者女性協働推進室佐々木室長でございます。

佐々木若者女性協働推進室長： 佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

晴山主任主査： 復興防災部復興くらし再建課高橋被災者生活再建課長でございます。

高橋被災者生活再建課長： よろしくお願ひします。

晴山主任主査： 同じく、復興防災部防災課阿部主幹兼防災危機管理課長でございます。

阿部主幹兼防災危機管理課長： 阿部と申します。よろしくお願いいたします。

晴山主任主査： 保健福祉部地域福祉課木村生活福祉担当課長でございます。

木村生活福祉担当課長： 木村です。よろしくお願いいたします。

晴山主任主査： 同じく、保健福祉部長寿社会課千葉高齢福祉担当課長でございます。

千葉高齢福祉担当課長： 千葉と申します。よろしくお願いいたします。

晴山主任主査： 環境生活部若者女性協働推進室青名畑連携協働担当課長でございます。

青名畑連携協働担当課長： 青名畑でございます。よろしくお願いいたします。

4 議事（１）会長及び副会長の選出

晴山主任主査： それではただいまから議事に入らせていただきます。本日は委員改選後、最初の審議会となりますので、会長が選出されるまでの間、事務局において進行を務めさせていただきます。

それでは、議事（１）会長及び副会長の選出に入ります。社会貢献活動の支援に関する条例第 17 条第 1 項の規定により、会長及び副会長は委員の互選により定めることとされております。会長及び副会長について、自薦または推薦はございませんでしょうか。

参加者： （発言なし）

晴山主任主査： 特にご意見がないようであれば事務局案をお示ししたいと存じますが、いかがでしょうか。

参加者： 異議なし。

晴山主任主査： 事務局案といたしましては、引き続き、会長に役重委員、副会長に葛巻委員をお願いしたいと考えております。なお、葛巻委員は本日ご欠席でございますが、事前に副会長就任の内諾をいただいております。この事務局案についていかがでしょうか。

参加者： 異議なし。

晴山主任主査： ありがとうございます。それでは、会長は役重委員、副会長は葛巻委員をお願いすることといたします。葛巻委員には後日事務局から選出結果をご報告いたします。条例第 17 条第 2 項の規定により、会長が議長となりますので、これからの進行につきましては役重会長をお願いいたします。役重委員におかれましては、会長席へお移りいただきますようお願いいたします。

役重眞喜子会長： それでは、引き続きということで会長に指名いただきました。今期は、会議の開催回数も多いように聞いておりますので、皆さんにご協力いただければというふうに思います。よろしくどうぞお願いいたします。

それでは、早速ですが、次第に従いまして議事の(2)を進めてまいりたいと思います。議事の(2)は、「社会貢献活動の支援に関する指針」の改定骨子案についてです。まずは改定骨子案の検討の前提となる現行指針の取組状況、そして課題、さらに前回審議会ですらいろいろご意見をいただいておりますので、そのご意見の対応等について事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

4 議事(2)「社会貢献活動の支援に関する指針」の改定骨子(案)について

青名畑連携協働担当課長： それでは、改定骨子案の検討の前提となる現行指針の取組と現状・課題及び前回審議会の御意見等について、資料1から資料5までを御説明します。資料1を御覧ください。「1 社会貢献活動の支援に関する条例、指針について」です。県は、平成10年3月に「社会貢献活動の支援に関する条例」を制定し、平成11年3月に、同条例に基づく「社会貢献活動の支援に関する指針」を策定しました。

現行指針は、中・長期的な展望に立って、ボランティア活動やNPO法人を含む民間非営利組織の活動を支援する施策の基本的な方向を定め、その活動環境を計画的に整備するためのものです。県では、社会貢献活動の一層の推進を図るため、令和8年2月4日の第42回岩手県社会貢献活動支援審議会に、指針改定の基本的方向を諮問しました。

続いて、次のページの「2 指針改定の趣旨」を御覧ください。ここでは、指針策定後、東日本大震災津波やコロナ禍を含む社会変化の中で、社会貢献活動が生活支援や居場所づくりなどを通じて地域社会を支える基盤となってきたことを示しています。また、社会貢献活動は、地域課題の解決だけでなく、地域とのつながりや自己実現を通じ、県民一人ひとりの幸福やウェルビーイングを高める上でも重要であるとしています。

人口減少が進む中で持続可能な地域社会を維持するため、多様な主体の参画と連携・協働を進め、AIやオンライン寄付を含むデジタル技術、複業、専門性を生かした社会貢献活動であるプロボノなども活用し、活動が持続的に展開・循環する環境づくりを推進する考え方です。「3 改定指針の期間」は、令和9年度から令和18年度までの10年間です。

「4 改定指針の性格」は、県の支援施策の基本的な方向性を示すとともに、県、市町村、社会貢献活動団体、県民、事業者、大学、中間支援組織などが役割を認識し、連携・協働するための共通の羅針盤となるものです。

資料2を御覧ください。資料2は、現行指針の項目ごとに、県及び社会福祉協議会等による主な取組と、現状・課題を整理したものです。表の右側の「現状・課題」欄から、改定骨子案との関係が特に深

い部分を中心に説明します。

まず、1 ページの現行指針「第3 社会貢献活動の支援施策の展開方向」の「第3-1 参加しやすい環境づくり」です。「(1) 情報の提供・紹介、ニーズの把握」の現状③では、活動への参加割合は令和6年度で13.9パーセントにとどまる一方、活動に興味・関心がある人は78.1パーセント、そのうち過去5年間に活動していない人は31.4パーセントになっています。現状④と⑤では、仕事、学校、子育て、介護等の時間的制約に加え、情報が分野別・機関別に分散し、自分に合う活動を探しにくいことが挙げられています。課題では、活動地域、分野、日時、参加条件等を分かりやすく提供し、相談窓口や関係機関への案内を充実する必要があるとしています。

続く「(2) 学習する機会の提供」では、短時間、単発、休日・夜間、オンライン、プロボノ等の多様な参加機会と、初めて参加する人や学生等が安心できる受入環境の充実を課題としています。次に、2 ページの「第3-2 活動しやすく、その輪が広がるような環境づくり」です。「(1) 支援の拠点となる機能の整備」の現状③では、団体の課題として、「人材の確保や教育」が50.5パーセント、「後継者の不足」が37.9パーセント、「収入源の多様化」が34.2パーセントとなっています。

県や支援拠点等に期待する支援は、資金確保に向けた情報提供・相談支援が44.2パーセント、活動場所等の提供又は紹介が36.3パーセント、個別相談・伴走支援が34.7パーセントです。課題では、県域拠点、社会福祉協議会、市町村、中間支援組織等の役割分担を整理し、担い手、資金、広報、会計・労務、連携先等の相談に応じ、適切な相談窓口や支援先につなぐ機能を強化する必要があるとしています。また、助成金、寄付、会費、事業収入、クラウドファンディング等による収入源の多様化と、事業計画、会計、労務、ガバナンス等の運営基盤強化を課題としています。同じ2 ページの「(2) 情報ネットワークの構築」では、課題として、分散する団体、募集、研修、助成制度、活動場所等の情報を共有・活用し、分かりやすく発信することと、デジタル活用に関する研修や情報提供を挙げています。

3 ページの「(3) 交流及び連携への支援」の現状④では、連携先との接点・情報の不足が28.9パーセント、調整役・仲介役がいらないが18.9パーセント、相手方のニーズが分からないが15.8パーセントとなっています。今後、連携・協働したい相手は、市町村が48.9パーセント、県が35.8パーセント、企業が24.7パーセントです。課題では、NPO、行政、社会福祉協議会、企業、大学等の相互理解と接点づくりを進め、双方の目的やニーズに応じてマッチングを支援する必要があるとしています。

一つ飛んで、「(5) 人材の養成」では、中心的な役員・スタッフのうち60代以上が52.1パーセントを占め、後継者がいない又は団体の継続が難しいとする団体は合わせて44.7パーセントとなっています。4 ページに参りまして、課題では、活動者、団体役員・職員、コーディネーター、中間支援人材等を育成し、専門人材を活用するとともに、多様な世代の参加を担い手確保につなげる必要があるとしています。

次に、「第3-3 社会に根づいていくような環境づくり」です。「(1) 社会的理解の促進」では、NPO法人数に占める認定NPO法人の割合が令和6年度で4.7パーセントと全国でも高水準である一方、活動成果を定量的に把握している団体は32.1パーセントにとどまっています。課題では、認定NP

○法人制度や多様な寄付方法の周知や、活動内容、成果、資金の使途等を分かりやすく発信して理解、共感、参加及び支援につなげることを挙げています。

続く「(2) ボランティア休暇制度の普及啓発」では、課題として、企業や社会福祉法人等による従業者の参加、プロボノ、寄付・協賛、施設・物品の提供、地域公益活動等の多様な参画を促進する必要があるとしています。

次に、6 ページに参ります。「第3-4 災害時のボランティア活動への対応」です。「(1) 体制の整備」の現状⑤では、平時から必要な体制として、情報共有の場づくりが 52.6 パーセント、役割分担や連絡体制の整理が 42.6 パーセント、団体・人材のネットワークづくりが 35.8 パーセントとなっています。課題では、平時からの連携、訓練、役割分担、受援体制、情報共有及び連絡調整を強化し、支援調整を担う人材を育成するとともに、震災時の知見とネットワークを継承する必要があるとしています。また、発災直後だけでなく、生活再建、孤立防止、見守り、心身のケア、コミュニティ再生等の中長期的な被災者支援を見据えた連携・調整を課題としています。

次に、「第4 社会貢献活動支援の重点施策」を御覧ください。「1 支援拠点機能の整備」では、県や支援拠点等に期待する支援として、資金確保の情報・相談、活動場所の提供・紹介、個別相談・伴走支援等が挙げられています。また、相談業務に関する拠点間の役割分担の整理や、支援拠点・中間支援機能を充実する必要としています。8 ページに参ります。これを踏まえ、課題として、「拠点ごとの機能を利用者目線でつなぎ、適切な専門支援・連携先につなぐ役割が重要」としています。また、支援拠点や中間支援組織などの役割分担や機能の充実が必要であるとしています。

続く「2 ボランティア情報システムの整備」では、現状として、活動情報にアクセスできる基盤はある一方、情報提供を相談や参加につなげるため、分かりやすさや案内方法を検討する必要があるとしています。課題として、「NPO 情報、ボランティア募集、講座・研修、助成制度、災害時情報等を分かりやすく共有・発信」することと、「活動団体による広報・情報発信、活動成果の見える化及びデジタル活用を支援する必要」があるとしています。

資料3を御覧ください。1 ページ上段の「1 調査の概要」です。県内のNPO 法人、一般社団法人・財団法人、公益法人、任意団体等を対象に調査を行い、有効依頼数 642 件に対し 190 団体から回答があり、回収率は 29.6 パーセントでした。留意事項として、複数回答の設問については、回答団体 190 団体を分母として割合を算出しています。主な結果について、各ページ上部の青色の囲み部分に沿って御説明します。

1 ページの「(1) 担い手の確保と持続可能な活動基盤」です。資料2でも御説明したとおり、人材の確保・教育、後継者不足、収入源の多様化が主要な課題となっています。また、中心的な役員・スタッフの高齢化や、後継者がいない、又は団体の継続が難しいとする団体が一定数あることから、多様な世代が参加しやすい機会の充実と、活動者、団体役員・職員等の確保・育成の双方に取り組む必要性が示されています。

2 ページの「(2) 団体が求める支援」です。資金確保に向けた情報提供・相談支援に加え、活動場所

の提供・紹介、個別相談・伴走支援、広報・情報発信及び成果の見える化など、団体の運営基盤全体に対する支援ニーズが確認されました。

3 ページの「(3) 連携・協働を支える機能」です。今後、行政や企業等との連携を希望する団体がある一方、連携先との接点や情報の不足、時間的余裕の不足、調整役・仲介役の不在などが課題となっています。この結果から、団体ごとの連携意向を踏まえ、双方の目的やニーズに応じた情報提供、相談及びコーディネートが必要であることが示されています。

4 ページの「(4) 理解と共感につなげる情報発信・成果の見える化」です。活動報告やウェブ等による情報発信を行っている団体がある一方、活動成果を定量的に把握している団体や、寄付の受入状況、活用内容を公表している団体は限られています。このため、活動内容、成果、資金の使途等を分かりやすく発信し、県民や企業等の理解、共感、参加及び支援につなげる取組が必要です。

「(5) デジタル活用と情報格差への配慮」では、多くの団体が電子メールやLINE等を利用している一方、デジタル・オンラインツールを利用していない団体もあります。このため、デジタル活用を促進するとともに、団体や県民の利用状況に応じて、紙媒体や対面相談等の非デジタルの情報提供手段にも配慮する必要があります。

5 ページの「(6) 企業等の参画と専門性を生かした協力」です。企業等との連携を希望する団体がある一方、連携を考えていない団体も半数あります。このため、企業等との連携を一律に求めるのではなく、団体ごとの意向、目的及びニーズを踏まえ、共同事業、寄付、施設提供、プロボノ等の多様な連携を支援する必要があります。

6 ページの「(7) 災害時と平時をつなぐ連携体制」です。災害支援活動の経験がある団体や、経験はないものの関心を持つ団体が多く、平時からの情報共有、役割分担、連絡体制、団体・人材のネットワーク、研修・訓練等が求められています。以上の調査結果を、資料2の現状・課題及び改定骨子案の各項目に反映しています。

資料4を御覧ください。ヒアリングは、アンケートだけでは把握しにくい現場の変化、課題、取組事例、県に期待される役割等を確認するために実施したものです。対象は、岩手県社会福祉協議会の2部門、岩手大学、岩手県立大学、いわてNPO災害支援ネットワーク、いわてNPO中間支援ネットワークの6機関・部門です。表の「現状・変化」、「主な課題」と、「今後、社会貢献活動に対する必要な支援・県への期待等」を中心に確認します。

1 ページの岩手県社会福祉協議会福祉経営支援部です。社会福祉法人による地域公益活動の取組状況や、NPO等との連携の可能性を把握するため、ヒアリングを実施しました。主な課題は、施設の人材不足、地域や法人による活動差、財源の持続性、地域公益活動の認知不足です。県への期待として、社会福祉法人による地域公益活動の周知、NPO等との連携、活動事例の発信と横展開を挙げています。

2 ページ上段の岩手県社会福祉協議会ボランティア・市民活動センターです。既存のボランティア団体の高齢化、新規メンバー不足、活動縮小・解散が進む一方、若い世代には、団体に所属せず、興味のある活動に単発で参加したい傾向があるとしています。若い世代や新しい団体を含む活動者の実態・ニ

ーズを把握した上で、スマートフォンによる情報登録、閲覧、申込みや、活動希望者と活動団体をつなぐ仕組みの検討を求めています。次に岩手大学です。地域活動と学業の両立、卒業・就職後の継続、活動の適切性・安全性の判断、大学内の専門教員・コーディネーター不足を課題としています。

県への期待として、活動情報の集約・整理、大学・学生とNPO等をつなぐ仕組み、災害時における広域的な情報共有及び連絡調整を挙げています。

3 ページ上段の岩手県立大学の研究・地域連携室です。NPO等の課題と教員の専門性のマッチングに関して、相談内容の課題整理、適切な教員とのマッチング、少人数のコーディネーターへの業務集中を課題としています。県や支援機関による初期相談の整理と適切な相談窓口・支援先への案内、教員・研究資源とのマッチングを求めています。次にいわてNPO災害支援ネットワーク、通称INDS（インディス）です。

知見・ネットワークの個人依存と次世代への継承、コーディネーターの確保、人件費・交通費等の運営基盤を課題としています。県への期待として、平時からの県域ネットワーク形成、市町村間の地域差への対応、中間支援組織への継続支援、災害中間支援機能の位置付けと人材育成を挙げています。4 ページ、中間支援活動を行うNPO法人で構成されるいわてNPO中間支援ネットワークです。後継者・財源不足、デジタル活用・情報発信の格差、活動希望者と活動団体、活動団体と支援機関・連携先をつなぐ機能の不足を課題としています。

県への期待として、相談・伴走支援、関係主体間のコーディネート、中間支援人材の育成、中間支援組織の安定的な運営基盤の強化を挙げています。また、協働推進研修、県庁内横断的な体制、行政とNPOとの対等な協議及び役割分担も挙げています。6 機関・部門に共通する課題は、担い手不足、運営基盤、相談・コーディネート、多様な主体との連携、災害時と平時をつなぐ体制です。これらの意見を、資料2の現状・課題と改定骨子案の支援施策に反映しています。

続いて、資料5を御覧ください。資料5は、前回審議会で頂いた御意見を10のテーマに整理し、左欄に意見要旨、右欄に対応方向を示したものです。各テーマについて、意見要旨と対応方向を順に確認します。1 ページのテーマ1「社会貢献活動の定義・対象範囲と活動を支える取組」です。御意見は、条例第2条の「対価を得ない」という定義について、実費弁償、謝礼、職員・専門人材等の扱いを含め、多様な活動実態に合わせて整理すべきというものです。

これに対し、条例第2条の定義は維持し、寄付等は目的や用途に応じて社会貢献活動として捉える一方、有償事業、組織運営、企業等との連携、専門人材やデジタル技術の活用等は、活動を支える環境整備・基盤整備として指針に位置付けます。また、実費弁償や社会通念上謝礼の範囲にとどまる金銭等は、他の要件も満たす場合、社会貢献活動として捉えます。テーマ2「多様な主体と地縁活動・志縁活動」です。御意見は、NPO法人に限らず、企業、大学、社会福祉法人等を位置付け、町内会、自治会等の活動も整理すべきというものです。

これに対し、改正案は多様な主体がそれぞれの強みを生かして参画・連携する内容とし、町内会、自治会等は、団体の種類ではなく個々の活動が条例の定義に該当するかにより取り扱います。テーマ3「企

業・現役世代・プロボノ等の参画」です。御意見は、企業の従業者参加、プロボノ、兼業・副業、寄付等を位置付け、若者、女性、現役世代の視点を反映すべきというものです。これに対し、企業等による多様な参画を促進し、若者、学生、現役世代等が生活状況や経験、能力に応じて参加できる機会を充実します。

テーマ4「指標・評価と現状分析」です。御意見は、参加割合の低下を一律に否定的に捉えず、ライフスタイルや参加形態の変化を踏まえて評価すべきというものです。これに対し、単一の指標だけで評価せず、必要な調査・研究を施策改善に活用し、人口減少、働き方の変化、デジタル化等を踏まえて分析します。

2ページのテーマ5「支援拠点・相談体制」です。御意見は、各支援拠点の機能と役割分担を明確にし、地域で気軽に相談できる体制を整えるべきというものです。これに対し、岩手県NPO活動交流センター、社会福祉協議会、中間支援組織等が専門性や地域性を生かして支援し、必要に応じて適切な相談窓口や支援先につなぎます。

3ページのテーマ6「若者・学生の参加とマッチング」です。御意見は、学校・大学と地域・団体をつなぐマッチングや参加後の支援を充実し、時間や移動経費にも配慮すべきというものです。これに対し、活動情報を分かりやすく提供し、短時間、単発、休日・夜間、オンライン等の参加機会を充実するとともに、移動経費等は具体的な施策を検討する際の参考とします。

テーマ7「子どもの学び・ボランティア教育」です。御意見は、子どもの学習・体験機会を充実し、将来の担い手につなげるとともに、活動実績を受験等で評価してはどうかというものです。これに対し、学校、地域、活動団体等との連携による学習・体験機会を充実し、受験等での評価については、関係部局と共有します。

テーマ8「社会福祉法人等との連携」です。御意見は、社会福祉法人等を活動主体かつ住民参加を促す主体として位置付け、関係主体との連携を促進すべきというものです。これに対し、社会福祉法人等が強みを生かして参画することを期待し、意見交換を通じて相互理解と連携・協働を促進します。

テーマ9「担い手不足と地域の受入基盤」です。御意見は、役員、職員、後継者、コーディネーター等の不足に対し、人材育成、世代交代、事業承継を支援すべきというものです。これに対し、多様な世代が参加しやすい環境を整え、活動者、団体役員・職員、中間支援人材等の育成と専門人材の活用を進めます。

4ページのテーマ10「災害時の平時連携・中長期支援」です。御意見は、平時から役割分担と情報共有を進め、中長期支援を位置付け、東日本大震災津波後の支援体制と知見を継承すべきというものです。これに対し、関係主体が平時から受援体制等を確認し、中長期支援を見据えた連携・調整、経験・教訓の共有、支援調整人材の育成及び中間支援機能の充実を進めます。以上の対応方向を、資料2で整理した現状・課題と合わせて、資料6の改定骨子案に反映しています。事務局からの説明は以上です。

役重眞喜子会長： ご説明ありがとうございました。質疑に入ります前に、ここで今回新任の櫻田委員

さんがご到着ですので、ご紹介させていただきます。雫石の特定非営利活動法人まちサポ雫石の理事長の櫻田七海さんです。よろしくお願いいたします。

櫻田七海委員： すみません。1回目から遅れて参加になりましたが、櫻田です。よろしくお願いいたします。

役重眞喜子会長： それでは質疑に入ってまいりたいと思います。時間の制限がありますけれども、15分ぐらいでということに進めてまいりたいと思います。前回指針の策定が1999年ということで、27年前でございますので、27年分の改定の必要をご説明いただいたということで、膨大なものに上っております。しかし、人口減少とか、多様性への注目といった重要なポイントを踏まえながら、あるいはその190団体に上るNPOさん等の調査も踏まえながら、しっかり整理をしていただいたのかなというふうに思っております。それでは委員の皆様から、全部関連がありますので、どこからでも結構ですので、ご質問、ご確認、あるいはご意見などありましたら、ぜひお願いしたいと思います。

佐藤信逸委員： このアンケート調査の190団体というのは、岩手県内の190ですか。

青名畑連携協働担当課長： 県内のNPO法人やボランティア団体等190です。

佐藤信逸委員： 大災害になれば、当然被災地の県だけでボランティア活動を賄えるというようなことにはならないと思います。そういう時に県外、全国等からNPO法人の方々が来るわけですが、そういう場合の、その法人の認定といいますか、十分に大災害に良心に沿って活動をする法人なのかどうかというところの、この認定はどういうふうになっているのでしょうか。

役重眞喜子会長： では事務局からありましたらお願いいたします。

檜木英裕委員： 県社協でございますけれども、民間レベルでの体制の話になりますけれど、今この資料の中にも出てきましたけれど、東日本、それからその後の岩泉の台風10号災害に際して、岩手県にはこの資料にも出てきていますが、いわてNPO災害支援ネットワーク（INDS）という団体さんができました。私ども社会福祉協議会の方は一般ボランティアさんを主に対応する、マッチングするということ。

それからNPOさんに関しては、INDSさんがNPOのネットワークの中で、この団体はどういう団体かという情報を我々よりは持っているというところで、こういう言い方をするとあれですけど、怪しい団体かどうかというようなところは、INDSさんのところで一旦整理するような枠組みを今作り

つつあるという状況にあります。全部が全部、社会福祉協議会に来られるわけではなくて、現場にいきなり直接入ったりする方もあるので、私どもの方では持っている情報に限りがあります。

なおかつ、この間の東日本大震災津波から、台風 10 号だったり、全国で言うと西日本豪雨だったり、いろいろな災害がありまして、大体来られる団体というのが、協力できる団体で、協力できそうにない団体はどういうところかという、表には出ないような情報というのはそれなりにあって、その辺は内々に共有している部分もありますので、完全にそこをきっちりできるとは言いきれませんが、ある程度いろいろな団体さんが入ってきた時に、そこら辺の露払いといいますか、その辺は前よりはできてきているかなというふうには認識しております。

佐藤信逸委員： 県社協さんの方から限界があるんだと、そういうことでございまして、もったもだと思います。やはりそういうところは県の方でしっかりとサポートする、連携を取ると。ここであえて申し上げますが、東日本大震災津波の時に山田町で問題になったNPOも中にはありました。その時の経験もあるわけですから、つい先だって旭川の方で補助金詐欺を行ったということがあり、同じNPOが行うということは、県同士、自治体同士の連携がなっていないんじゃないかと、そういうふうに思ったりもいたします。これは社協さんの問題以上の大きなネットワークというものが必要なんだろうと、そういうふうに私は考えております。以上です。

役重眞喜子会長： ありがとうございます。何か。事務局から補足があれば。

青名畑連携協働担当課長： 災害時のNPO、ボランティアにつきましては、内閣府の方で、被災地への支援実績を有するNPO・ボランティア団体等を国が「被災者援護協力団体」として事前に登録する制度も近年始まったところでございますので、そういったところも活用しながら、県においても、こういった方向で検討すべきか考えてまいりたいと思います。ありがとうございました。

佐藤信逸委員： ちょっと今思い出したのですが、NPO法があって、そして一般社団法人法とか、法人法、会社法等と違いまして、組織が悪いことをしたといった時に、代表が最後まで罪が問われないというような法的な制約がNPO法にはあるような記憶がございます。これ大変難しい問題だと思うんですが、今後そういうところも、今はどうなっているか分かりませんよ、そういうところも今後考えていく必要があるんだろうと思います。そうでなければ、いろいろな知恵の回る人間がいた場合に、これは困ったことになりますから、代表がそういう場合には罪を問われるんだということもお話ししておきたいと思います。

役重眞喜子会長： ありがとうございます。岩手に限らず、やはり全国共通の問題だと思いますので、

そのあたりしっかり制度もウォッチしていただきたいと思います。他には皆さんからいかがでしょうか。

檜木英裕委員： 資料1の2ページのところに、改定指針の期間ということで、これ前回の時にもこの資料を出していただけたんでしたっけ。そうですね。ごめんなさいね。

私、前回資料を見させていただいた時に全く気づかなかったんですけども、この間つい最近のことにもなるんですが、この期間の設定の仕方なんですけど、県としては県民計画というのがあって、それがあと2年で今のものが切れるということで、残り2年を第3期アクションプランか何かということで、残り2年をどういうふうにしましょうかということで、私、県庁の中の保健福祉部だったりいろいろな部からヒアリングを受けました。

そうした時に、改めてこの期間を見ると、この期間設定だと多分今度の県民計画の10年になるんですかね、それと合わないんじゃないかと。県の全体の政策の取組の方向性として、この期間設定でこれでいいんだろうかというのが、ちょっと気になったところです。

この期間を、例えば、ちょっと短いかもしれませんが、今の現行の県民計画の期間までに一旦しておいて、次の県民計画、次期県民計画に合わせてまたちょっと見直すとか、そういう全体の政策の足並みをそろえるような形にした方が、県の政策としての整理としてはよろしいのではなかろうかという個人的な意見ですが、ちょっとその辺ご検討いただければと思います。

役重眞喜子会長： なるほど。今のご意見に関しては。

青名畑連携協働担当課長： まず10年間として設定させていただいた理由から申し上げますと、前回指針が平成11年に策定されておりまして、それから長らく改定していなかったという事情がございますが、社会貢献活動の担い手、運営団体の基盤整備等には一定の期間を要することから、中長期的な方向を示す期間として10年間が適当と判断したものでございます。また、短期間で基本的な方向を頻繁に変更するのではなく、継続的な施策推進を図る必要があるというふうにも考えております。

一方で、今ご指摘のございました総合計画等との整合性というところについては、必要に応じて10年間の期間内において見直しをすることを否定するものではございません。必要に応じて10年間の途中の年度で変更することも検討可能としたいというふうに考えておりますので、そこに関しましては状況を踏まえて今後検討していければなというふうに思っております。

役重眞喜子会長： いかがでしょうかよろしいでしょうか。おそらくあくまで指針であって具体的な事業とか、プロジェクトというものを伴うかということ、必ずしもそういうものではないという位置付けもあるのかなというふうには思いました。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。何かここがわかりづらいとかでも何でも大丈夫ですので。

小野澤章子委員： 先ほど指摘があった県内のNPO団体に対する意見聴取の結果を、その指針の重要な情報として生かしたということだったんですけども、資料3のところに調査の概要が書いてあるんですが、全体から見ると3分の1ぐらいしか回答を得ていないということで、私、社会調査の専門なんですけども、非常に回収率が低いと評価せざるを得ない。やはり参考意見とはいえ、こういったところに発言できないというか、意見をいろいろ言えないのか、言いたくないのか分かりませんが、いずれにせよ、多様な人材がこういった社会貢献活動に参加するという前提に立ちますと、もう少しこの調査の実施の仕方とか、意見聴取の方法について工夫すべきだったのではないかと思ったんですけども、その辺いかがでしょうか。

役重眞喜子会長： 貴重な御指摘かなと思います。お願いいたします。

青名畑連携協働担当課長： 回収率が低いというご指摘でございました。この調査でございますが、県内の全体を統計的に代表する調査としてではなく、回答した190団体の運営実態及び課題認識を把握する資料として意義があるものというふうに認識しております。特に、人材、後継者、収入源、相談、連携等について、複数の団体に共通する傾向が確認できたところです。

一方で、回収率、地域、団体種別の偏り及び今回オンライン回答としたことによる影響を踏まえまして、調査結果だけで県内全体を断定しないということに留意しております。NPO団体が抱える課題の把握は重要であると考えております。県民意識調査、関係機関ヒアリング、既存事業の実績及び審議会の意見等と組み合わせて使用したいというふうに考えております。

小野澤章子委員： 比率で何%とか、そういうことを言うと、結局集まった母数にしか当てはまらない傾向であることを解釈してしまうことになるので、今おっしゃったことを、ぜひ意見を出せなかった団体等に対しても今後意見聴取する機会を設けるとか、そういった方向で、ここに表れない課題等々をしっかり把握して生かせるような手段を、次の手段としてぜひ考えていただきたいなというふうにも、ちょっと申し添えたいと思います。

役重眞喜子会長： 貴重な御意見ありがとうございます。それでは時間もまいりましたので、次にも、質疑をできる時間を取りたいと思いますので、先に進めていただきまして、改定骨子案について事務局の方から御説明をお願いしたいと思います。

青名畑連携協働担当課長： それでは、資料6-1から資料6-3により、改定骨子案について御説明します。

はじめに、資料6－1を御覧ください。資料2で整理した課題を踏まえ、次の4つの視点で指針を改定するものです。1つ目は、「関心を実際の参加につなげる」です。「活動への関心が実際の参加に十分結び付いていないことを踏まえ、短時間、単発、休日・夜間、オンライン等の多様な参加機会を充実するとともに、情報提供、学習・体験、相談を充実させる」ものです。

2つ目は、「活動基盤を強化し、多様な主体の連携・協働を広げる」です。担い手の高齢化や後継者不足、資金、広報、会計・労務、デジタル活用等の課題に対応するため、人材育成、相談支援、資金調達及び運営基盤強化に関する支援を充実させます。また、NPO、行政、社会福祉協議会、企業、大学等の相互理解を深め、交流、連携及び協働に関する支援や、関係主体間のマッチングを充実させます。

3つ目は、「理解と共感を参加や支援につなげる」です。活動事例、成果、資金の使途等を分かりやすく発信し、社会貢献活動への理解と共感を広げ、活動への参加、寄付、協力等につなげるものです。

4つ目は、「平時と災害時をつなぐ連携・支援体制を整える」です。東日本大震災津波等の経験と知見を継承し、災害時の役割分担、情報共有、受入窓口及び連絡調整を円滑に行うため、平時から関係を構築し、中長期的な被災者支援も見据えた連携・受援体制を整備するものです。

この4つの視点を、下段に示しているこのあと説明する改定骨子案の4つの「活動環境整備の方向」に反映しています。

続いて、資料6－2を御覧ください。左側が現行指針、右側が改定指針の骨子案で、青文字が主な拡充又は整理の内容です。1ページ右側上段の「序 指針改定の背景等」について、「2 指針の性格」は、県の支援施策の基本を示すだけでなく、市町村には指針の活用と支援の推進を、関係機関・団体には連携・協働を期待する内容に拡充します。「3 社会貢献活動のとらえ方」は、条例上の定義を維持しつつ、実費弁償や謝礼的な金銭等の取扱いを整理します。また、資金、組織、人材、デジタル等を、社会貢献活動を支える環境整備・基盤整備として位置付けます。

ページ下段の「第1 社会貢献活動の現状と課題」です。現行指針に記載された平成10年度当時の状況を、現在の社会環境と活動実態に合わせて更新します。新たに、人口減少・少子高齢化、働き方やライフスタイルの変化、デジタル化の進展、東日本大震災津波等の経験、活動への理解・共感・信頼を、社会環境の変化として整理します。また、活動の担い手として、県民に加え、企業、大学、社会福祉法人、災害支援団体等を記載します。2ページ右側の「3 活動支援の現状」は、広報・啓発から災害時支援まで、現在行われている支援を8項目に整理します。「4 県民及び活動団体の意識・実態」には、資料3で御説明した調査結果等を反映します。「5 課題」は、参加のきっかけ、担い手、運営基盤、行政とNPO等との連携・協働、理解・共感、災害時と平時をつなぐ連携体制の6点に整理します。

ページ下段の「第2 社会貢献活動の基本的な支援の方向」です。現行の3つの方向を引き継ぎつつ、先ほど御説明した4つの視点を踏まえて内容を更新し、新たに「災害時に備えた連携・支援体制づくり」を加えています。

3ページ右側の「第3 社会貢献活動の支援施策の展開方向」を御覧ください。「1 参加のきっかけと機会を広げる環境づくり」では、新たに「多様な参加機会の充実」を設けます。「2 活動基盤を強

化し、連携・協働を広げる環境づくり」では、相談及びコーディネート、情報共有及びデジタル活用、資金調達及び運営基盤強化に関する支援を拡充します。「3 理解と共感を広げ、社会に根付く環境づくり」では、成果発信による理解・共感、企業や社会福祉法人等の参画、寄付の普及を拡充します。「4 災害時に備えた連携・支援体制づくり」では、発災後の受入れを中心とした内容から、平時の連携・受援、知見の継承、人材育成、中長期支援まで拡充します。

4 ページを御覧ください。現行の「第4 社会貢献活動支援の重点施策」は、第3の支援施策に統合して整理します。現行の「第5 社会貢献活動支援のための連携の強化」は、「第4 社会貢献活動支援の推進体制」に改め、県、市町村及び関係機関・団体等の役割を明確にします。以上が、構成上の主な変更点です。

続いて、資料6-3を御覧ください。1 ページは目次です。資料6-2で全体構成を確認しましたので、ここでは、骨子案の本文から重要部分を抜粋して御説明します。2 ページの「序 指針改定の背景等」です。「2 指針の性格」の(2)では、市町村において、地域の実情に応じた支援施策を立案し、推進するとともに、県との連携及び協力の下で支援を進めるための指針として活用されるものとしています。(3)では、社会福祉協議会、ボランティアセンター、中間支援組織、NPO、企業、大学、社会福祉法人等に対し、それぞれが有する人材、専門性、情報、施設、資金等を生かして、連携・協働することを期待しています。「3 社会貢献活動のとらえ方」について、(1)では、条例第2条の定義に基づき、団体の種類や法人格のみで判断せず、個々の活動の目的及び内容に即して取り扱うとしています。3 ページに進み、(2)では、実費弁償や社会通念上謝礼の範囲にとどまる金銭等は、活動に対する正当な見合いとしての対価に当たらず、他の要件も満たす場合、条例上の社会貢献活動として捉えるとしています。(3)では、有償事業、職員の雇用等の組織運営、企業等との連携、専門人材やデジタル技術の活用等を、活動を継続するための環境整備・基盤整備として支援施策に位置付けます。なお、寄付その他の金品の援助等は、その目的や用途等に応じ、条例第2条の要件を満たす場合は、社会貢献活動として捉えます。推進期間は、令和9年度から令和18年度までの10年間とし、必要に応じて見直します。

次に、3 ページから5 ページの「第1 社会貢献活動の現状と課題」です。ページ進みまして、5 ページの「5 課題」を御覧ください。資料2で整理した内容を、活動への参加のきっかけや機会の充実、担い手の確保、活動団体の運営基盤の強化、行政とNPO等との連携・協働の推進、活動への理解及び共感の促進、災害時と平時をつなぐ連携体制の整備の6点に集約しています。

6 ページの「第2 社会貢献活動の基本的な支援の方向」です。「1 基本的な支援の方針」では、活動者及び活動団体の自主性の尊重、県との対等な関係の下での協働及び協調、活動の利益を受ける者の意思及び人格の尊重という基本原則を継承します。その上で、多様な主体の連携・協働により、社会貢献活動が持続的に展開され、参加や支援が循環する環境づくりを進めることとしています。続く「2 活動環境の整備の方向」では、資料6-1で御説明した4つの視点を、4つの環境づくりとして整理しています。

ページ下部の「第3 社会貢献活動の支援施策の展開方向」を御覧ください。「1 参加のきっかけと

機会を広げる環境づくり」は、「情報の提供・紹介及びニーズの把握」、「学習及び活動体験の機会の提供」、「多様な参加機会の充実」の3項目で構成しています。情報提供だけでなく、相談、学習、体験、実際の参加までをつなぎ、若者、学生、現役世代等が生活状況、経験及び能力に応じて参加できる機会を充実するものです。

7ページの「2 活動基盤を強化し、連携・協働を広げる環境づくり」は、「支援拠点及び中間支援機能の充実」、「相談及びコーディネート機能の充実」、「情報共有及びデジタル活用に関する支援」、「交流、連携及び協働に関する支援」、「活動場所の確保」、「人材育成及び人材活用に関する支援」、「資金調達及び運営基盤強化に関する支援」の7項目で構成しています。団体が抱える担い手、資金、広報、会計・労務、連携先等の課題に対し、相談、情報提供、適切な支援先へのつなぎ、関係主体間のマッチング、人材育成、資金調達、運営基盤強化等を総合的に支援するものです。

「3 理解と共感を広げ、社会に根付く環境づくり」は、「社会的理解及び共感の促進」、「企業、社会福祉法人等の参画促進」、「寄付の普及啓発」、「損害補償制度の周知」の4項目で構成しています。活動事例や成果を分かりやすく発信し、県民や企業等の理解、共感、参加、寄付及び協力につなげるものです。

8ページの「4 災害時に備えた連携・支援体制づくり」は、「平時からの連携・受援体制の整備」、「災害ボランティアセンター等の運営支援」、「知見の継承及び人材育成」、「中長期的な被災者支援」、「情報共有及び連絡調整の円滑化」の5項目で構成しています。災害発生後の受入れ対応にとどまらず、平時からの関係構築、役割分担、受援体制、人材育成、中長期支援及び情報共有までを位置付けるものです。最後に、「第4 社会貢献活動支援の推進体制」です。

県は、基本的かつ総合的な施策と広域的な総合調整を担い、情報提供、相談支援、人材育成、運営基盤の強化、連携・協働の促進等を進めます。市町村は、住民に身近な行政主体として、情報提供、相談、活動場所の確保、関係主体間の連携促進等、地域の実情に応じた支援に努めます。社会福祉協議会、ボランティアセンター及び中間支援組織には、情報提供、相談、コーディネート、交流及び連携の促進等を通じた支援を期待します。

9ページに進み、NPO、企業、大学、社会福祉法人等には、それぞれの強みを生かした参画と、地域課題や活動目的を共有した連携・協働を期待します。以上が、改定骨子案の主な内容です。事務局からの説明は以上です。

役重眞喜子会長： ありがとうございます。それでは、こちらも内容が濃いものですが、少し時間を取りまして、委員の皆様から意見、ご質問などいただいていきたいと思います。どこからでも結構です。いかがでしょうか。

小野澤章子委員： ありがとうございます。でも全体像をつかめていないんですけれども、資料6-1の、簡潔にまとめていただいているんですが、例えば、これから質問することは結局社会貢献活動の支援

を誰がするのかっていうところを明確にできるかっていう点なんですけども。資料6-3のこの第3っていうのは、やっぱり県がやるっていうスタンスで理解していいまとめ方なのか。それがちょっと、もう少しはっきりするといいのかなっていうふうにちょっと全体の感想としては思いました。

資料6-3の2ページの序の2に、指針の性格として、まず県、市町村による支援っていうのを入れたということで、先ほど御指摘があった関係機関も含めて、誰が何をするのかっていうところをしっかり整理することがこういったものでは重要なかと思ひまして、そこをやっ払いこうということが、組み込まれているっていうことは理解できたんですけども、実際この資料6-3の目次を見ますと、それが上に入っていて、第4が、推進体制を3つに分けますってことですけども、重要な具体的なこの第2第3の部分で、どの部分を県がやって、それ以外のところにこういうことをしてもらうように県がやって、その他の機関が何をするに期待するっていう部分が、曖昧になっているのではないかなという印象を受けて、その辺の整理をもう少し、指針の中に組み込むことはできないのかっていう、その全体像について疑問を持ったのですがその点いかがでしょうか。

青名畑連携協働担当課長： ありがとうございます。今回、骨子案ということで、かなり最小限の部分での記載となっておりますので、今後お示しする素案につきましては、今のご指摘も踏まえて、誰がという部分について、よりわかりやすく記載するように努めたいと思います。

小野澤章子委員： ありがとうございます。基本的にはやっぱり県の政策がこういうことですよっていうことをしっかり示すっていうことを、この指針には期待したいところではありますが、やはりこの社会貢献活動の、その意味を考えますと、やはり県がいろんな人を巻き込むっていうのが非常に重要な点で、その期待する具体的な戦略っていうのを県はどう思っているのかっていうところまでぜひ踏み込んで示していただいて、私は社会貢献活動そのものに関してはちょっと専門外ですので、ぜひ、そういった活動している方が、納得のいく形の支援の在り方を、県がリードしていただきたいっていうふうに思っております。以上です。

役重眞喜子会長： ありがとうございます。ちょっとそれに関してちょっと私もちょっと確認したいなと思っていたことがあったんですけども、今回推進期間ということで、10年間、これは前の指針にはそういう定めはなかったですね。ですので、やっぱりこの10年って定めたということは、ある程度その10年間でこの指針が、ほったらかしではなくて、進んでいるかどうかというところを検証していくっていうこういう意味合いが込められているのかなというふうに思うんですけども、そうした理解でいいのでしょうか。

青名畑連携協働担当課長： 今回、10年間という形で期間を設けさせていただきましたのは、やはり、この期間内で、この指針に記載している方向性を進めるという部分で期間を設定させていただいたとこ

ろでございます。この指針につきましてはですね、いわて県民計画、あるいはアクションプランも連動する形で検討してございまして、いわて県民計画アクションプランにおける指標を設定してございますので、そちらにより評価いたしますし、また、それぞれの事業の進捗、成果によっても評価が可能であると考えております。ただ、タイミングによっては、今回、指針骨子案の策定にあたり実施した県内NPO実態・意識調査のようなものを、またいつか実施いたしましてそれによっても、この指針の進捗状況について把握できるものかなというふうに考えております。

役重眞喜子会長： ありがとうございます。他にこの指針の今のような位置付けとか性格とかいうところもあろうかと思えますし、個別の項目でも構いませんので、ご意見ご質問などありましたらお願いします。

檜木英裕委員： 細かいお話で恐縮なんですけど、資料6-2ですね、「第1 社会貢献活動の現状と課題」の2に、「社会貢献活動の広がり」と担い手」というふうに4つ書いてありますけれど。ちょっと気になるのは、(4)に「NPOによる災害支援活動」と書いていますけど、災害支援活動をするのはNPOばかりではないので、ここは「多様な主体による災害支援活動」で、あと災害支援って書いてしまうと、何て言うんでしょう。大きすぎるというイメージにつながるリスクがあるのかな、要は復興支援という言葉をごっかに入れられるんじゃないかというような感想を持ちました。その上で、「NPOを」という言葉については(3)のところに、「企業、大学、社会福祉法人等の活動」っていう、そちらの方に入れ込むというような、整理の仕方にした方が、いいのではなかろうかという意見です。

役重眞喜子会長： 今のは資料6-2の1ページの第1の「2 社会貢献活動の広がり」と担い手」のところですね。なるほど、その災害支援の部分、確かにおっしゃる通りかなというところですが、いかがでしょうか。

青名畑連携協働担当課長： いただいたご意見を踏まえ、検討いたしまして素案の段階で、その結果をお示ししたいと思っております。

役重眞喜子会長： ありがとうございます。他にはいかがですか。

渡邊里沙委員： 初めて参加するのでちょっとわからず、間違っていることを言うかもしれません。私自身NPO法人の理事をしつつ、ほぼ、民間の中小企業の役員をしています。昨今の様々な環境状況が変わる中で、活動基盤を維持することは、中小企業の活動規模でもすごく大変なのですが、NPO法人の方々もとても大変なのではないかと思えます。

弊社も、なかなか厳しいところがありますが、やはりこの活動基盤の強化というところを、もっともっとしていく必要があるなと思っておりますしそこが1つ鍵になっているなと思います。どうやって今後人口減少など、本当にいろんなネガティブな要因が多い中で、活動基盤をせめて維持するためにどうすべきかなって、自分の会社の中でも考えたときに、やはりデジタル活用が必須だと思っています。使う使わないで、大きく変わってくるだろうなと。

デジタル、さらにAIを使える使えないっていうところは、分岐点だなと今感じています。一日でも早く、自分の団体でも、自分の会社も取り組んでいかなければいけないなと思っております、デジタル環境というのはとてもたくさん言葉として入ってきているので指針としてはいいとは思いますが、やはりそれを1歩先に具体的にやっていくことが大切かと思います。

今後、具体案というか、アクションプランが、指針の進捗状況を把握するという話があったんですけども、やはり文章は指針として、綺麗な言葉になっているので、それはもうごもっともだと思いますけども、例えば、資料6-3の7ページに書かれたように、相談機能を充実するとか、強化を進めるとか、環境を整備する、こういう言葉が具体的に何なのかというのを、次の段階で、その次のアクションプランというので、きちんと紐づけていかないと、環境を整備するって一体何みたいなことになりかねないと思います。

支援したよね、支援されたみたいな、その言葉が、皆様にとって共通認識を持てるかどうかすごく大事で、そのためには、少しでも具体化する、もう少し細かい言葉にしていくことが、私は大事なかなと思います。この指針に対しては、このまま私は問題ないと思うんですけども、この先、具体的なアクションに落とし込んでいって、10年後に振り返ったときに、人口減少も進んでいる中でも、岩手県がNPOや社会貢献活動というのは、問題なく進んでいるねということは堂々といえるような形に持っていっていただきたいし、私たちも協力していきたいなと思います。ちょっと取り留めのない意見となりましたが、以上です。

役重眞喜子会長： ありがとうございます。こちら指針ということなんですけどもやはりかなり県民計画の多分野にわたってきますので、先ほど紐づけて、具体化を考えるとおっしゃっていましたので、今のようなご意見を踏まえますと、やっぱりその県民計画の、ローリングのときとか、アクションプランへの落とし込みのときとかに、何でしょうこの指針が各部局でこう引っ張り出されてこんなこと書いてあるからこうだなっていうところを具体的に紐づけられるような、そういう推進体制を確保していただけるといいのかなと思うんですけどもそのあたりは、いかがでしょうか。

青名畑連携協働担当課長： まず、社会貢献活動の支援に関する指針につきましてはその名のとおり、支援指針でございますので、今後10年間にわたって、県などが取り組むべき方向性について記載するものでそういった点あまり具体的なものについては記載できませんが、素案に関しましては、具体的に、例えば、取り組み例というものも現行指針にありますので、そちらの方も入れようというふう

えております。

また、実際に事業を実施するに当たっては、おそらく効果があるように、様々な検討であったりヒアリングだったりそういったことが必要となると思いますので、そういったものをして、効果もあるようなものにしていきたいなというふうに思っております。

また、すみません、アクションプランにつきましては、私の説明がわかりにくく恐縮でございましたが、いわて県民計画という県の総合計画のアクションプランということで、県の最上位計画でございますので、そちらとも連動して施策を進めるという形でございまして、アクションプランが直接この指針を実行するためのものではございませんので、そちらについては、ご理解いただければと思います。

役重眞喜子会長： 大丈夫ですか。県民計画にぶら下がるアクションプランですから直接はもちろんその通りなんですが、やはり指針ということで参照されるべきものではあるかというふうに、そういった理解で大丈夫ですかね。他に、ご発言されてない委員さん含めていかがでしょうか。

川上冴華委員： この内容についてはそんなにないんですけど、指針というのが、この令和 18 年までの間に、このNPO法人が抱えているヒアリングやアンケート内容の課題が解決されているっていうのが令和 18 年なのか、解決されるための手当が整ったよ、そこから解決していこうねっていうのが、令和 19 年からになるのか、スケジュール感を確認してもいいですか。

青名畑連携協働担当課長： この指針に書いてある、取組の方向性については、令和 9 年度から 10 年間でもって取り組みを進めていくという形でございます。そういった意味ではこの 10 年間でもってここに書いていることが、ある程度解決ないし改善しているというところがこの指針の目的、目標でございます。

川上冴華委員： わかりました。では、令和 18 年以降の次の 10 年間っていうのはいつぐらいから検討し始めるものですか。

青名畑連携協働担当課長： 令和 18 年までですので、令和 17 年度あたりに、前の 10 年間を踏まえて、その時点での社会環境を踏まえて、次の 10 年間はこういった方向で、社会貢献活動を支援していきましょうかというところについて検討していくというものになります。ありがとうございます。

川上冴華委員： うちの会社でもプロボノの活動をしていて、様々なNPO団体さんも、一緒に活動しているんですけど、この間来たNPOさんは、企業との連携ができていないから、私がいろんな中小企業団体にも所属していたりするのでそこを紹介してくれとかっていう、相談が来たりとかして、現実問

題としてやりたいことが、企業のサポートがないとできないと考えてらっしゃる方もいらっしゃるみたいなので、やっぱりその具体性がこの指針に欠けていると思うのでそこが早く明確になって、いろんなことが解決していけばいいなと思います。

役重眞喜子会長： はい、ありがとうございます。他の委員さんはいかがでしょうか。

鈴木圭委員： これから説明があると思うんですが、今後のスケジュールを、新しい委員に話してもらった方がよかったのかなと思います。また、NPO法人は県の賃上げ支援金の対象になっているかお伺いしたいんですけども、いいでしょうか。少し要件も緩和されたので、4月から対象になってくるのかな。対象になっているかどうかを調べていただいて、そういった情報っていうのを、商工労働観光部だけからの周知ではなくて、それぞれの、部局から関係団体に、周知すべきじゃないかというところもありまして、そういうものを調査していただくべきなのかなと。財政に関しては、将来的にというよりも、今、厳しくなっていると思いますので、ちょっとずれた話になるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

青名畑連携協働担当課長： 岩手県の物価高騰対策賃上げ支援金について、NPO法人が対象となるかということでございますが、法人格を有していれば、法人形態上は対象となるということでございますので、NPO法人の方にこの情報について、周知がなされていないようであれば、周知に努めたいと思います。ありがとうございます。

君ヶ洞知里委員： 君ヶ洞です。初めての出席でちょっと的外れなことで、ちょっとわからないことがあってですね。私もあまりこういうボランティア活動などに詳しくないからなんですけれども。もう人口が減少していく中で、課題として挙げられていた中で、担い手の確保というところが挙げられていたかと思うんですけれども、その他で、他団体との連携とかはすごく大事になってくるんじゃないかなと個人的には思うんですけれども、そういったとき、関係主体間のマッチングという言葉が、資料の6－3の7ページの2の（4）とかで出てきたんですけれども、具体的にマッチングってどういうイメージなのかなっていうのを教えていただきたいと思っておりました。細かいことで恐縮です。

青名畑連携協働担当課長： マッチングにつきましてですが、岩手県がキオクシアアイーナに設置しております岩手県NPO活動交流センターでは、NPOと企業などとのマッチングを実施しております。例えば、社会貢献活動を行いたいと思っている企業さんに対して、提案や、あるいは活動を一緒にできるというふうなNPOさんを、ご紹介して、うまくいけば一緒に社会貢献活動を実施するというような取組を行っております。そういったイメージのマッチングでございます。

君ヶ洞知里委員： ありがとうございます。そうするとマッチングっていうのは、NPOさんと企業さんっていうケースが多い印象ですか。それともNPOとNPO間のマッチングっていうのもあるんでしょうか。活動が類似している団体同士も一緒にやってみようかみたいな感じのマッチングもあったりするんでしょうか。

青名畑連携協働担当課長： 基本的にマッチングは企業さんとNPOが多くて、NPO同士というのはあまりない印象でございます。

君ヶ洞知里委員： 私も個人的に、子ども会の親の会の会長をやっていたことがあって、町内会も高齢化している中、会長を仕事しながらやっていく中で、やっぱり同じ立場の方の悩みとかも聞きながらやればいくなって、ちょっと別の話なんですけれども、経験があったので、それが類似する団体同士の情報共有の場みたいなものもあればいいのかなと思ったりして、細かいことで恐縮なんですけれども、個人的には実際活動されている方の方が詳しいかと思うので、何かそういったところどうなのかなと思ひまして。

役重眞喜子会長： ありがとうございます。それでは、すみません。お時間の関係で、少ししか時間が残っておりません。櫻田委員、よろしければどうぞ。

渡邊里沙委員： こども食堂の関係で言うと、盛岡市で、市が支援の取組をする機会があって、こども食堂に関わるNPO法人が集まることはあります。そこでの情報共有をすることによって、どのタイミングで、どこでやっているかっていうのがお互いわかるので、それとかぶらないようにしようとか、イベントをやったときに一緒に協力できるような場もあります。

先ほど言っていた人口減少の話があり、今、中小企業も本当に高齢化で自分たちの事業が成り立っているのに続けられないということも増えてきて、やはりNPO団体も、いわゆる、M&Aじゃないですが、事業承継とか、そういったところをしっかりとやっていかないと続けられなくなるのではないかと思います。

本当に皆さんが個々で頑張っているだけだと、難しいんだろうなっていうのは話を聞いていて思うので、そういうのは、お見合いじゃないですけど、引き合わせていくっていうのも大事ななと私も話を聞いて思いました。

櫻田七海委員： ありがとうございます。私も本日初参加ということで、質問というよりは、課題が身近に感じられますけれども、この、この指針等を聞かせていただきまして、現場のNPOとして、また

中間支援のNPO法人としては、常日頃出ている課題ではありますし、感じていることではありました。私自身がすごく勉強不足っていうところもあって、逆に、これまでの指針を見ながら、これが書いてなかったんだっていうところに驚いたのと、改めてこれが次年度以降記載されることによって、活動している団体や企業は、もしかしたら市町村の中では少ないのかもしれないんですけども、動きやすくなるのかなあと思ったところです。

先ほど少しお話あった通り、10年後の見直しっていうところだったんですが、社会の変化が早いので、途中の見直しを検討しているっていうところではありますが、見直しをある程度早める前提で考えておいてもいいのかなというふうには思った次第です。以上です。

役重眞喜子会長： ありがとうございます。まだまだたくさんあると思いますけれども時間になりましたので。皆さんから今後のスケジュール感みたいなのところも、いろいろご質問もありましたので、それも含めて、事務局の方にお返しをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

晴山主任主査： 役重会長ありがとうございました。それでは5その他について、事務局から今後のスケジュールについて御説明いたします。

5 その他

青名畑連携協働担当課長： それでは資料7「今後のスケジュール」を御覧ください。次回の令和8年度第2回の審議会は9月18日に開催し、指針の素案について御協議いただく予定です。その後、関係機関等からの意見聴取を行いまして、11月の令和8年度第3回審議会で答申をいただいた上で、12月に、県議会への素案報告及びパブリックコメントを行う予定です。令和9年1月から2月ごろに、令和8年度第4回審議会で最終案をご協議いただき、県議会2月定例会での審議を経て、令和9年3月の公表を予定しております。今後のスケジュールについては以上でございます。

晴山主任主査： それでは、委員の皆様から、最後に全体を通してでも構いませんので、何かご発言があればお願いします。

役重眞喜子会長： ちょっと確認だったんですけど、次が9月の第2回っていうことで、その間までに、ちょっと今日が限られた時間でしたので、委員の方から、この後、お気づきのところとかあるかと思えますので御意見は寄せるような形になるってことで大丈夫ですよ。

青名畑連携協働担当課長： 本日限られた時間でございましたので、本日欠席の委員の皆様も、また、本日ご出席の皆様におかれても言い足りないという部分があったかと思えますので、先にメールしてお

りました通り、8月12日の午前9時までの期限で意見提出をお願いしておりましたので、そちらまでに御意見いただければと思います。

晴山主任主査： それでは御発言がなければ、閉会にしたいと思います。閉会にあたりまして、竹澤理事から一言申し上げます。

6 閉会

竹澤理事兼副部長： 大変熱心に御議論いただきまして、ありがとうございました。誰が何をするのか、県がどのように周りを巻き込んでいくのかを明確にした方がよいですとか、今回期間を提示させていただいたんですけれども、それについて県民計画との整合性やローリングしていくこと等について大丈夫なのか、そういったご議論ご意見があったかと思います。そのようなご意見を踏まえまして、次の審議会で素案を示させていただきたいと思います。本日は本当にありがとうございました。

晴山主任主査： それでは以上をもちまして、第43回（令和8年度第1回）岩手県社会貢献活動支援審議会を閉会いたします。